

【分野4】

保健医療

《第1節》保健・医療計画

- 1 保健
- 2 医療

第3部 基本計画

第1節

保健・医療計画

1 保健

《現況と課題》

最近の子どもを産み育てる環境は少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより育児経験が受け継がれることなく、子育てを支援してくれる人が周りにいないなどの状況にあり、妊娠初期から産後の子育ての不安要因が複雑多様化し、育児ストレスから児童虐待につながる可能性があります。子どもが健やかに育つ環境づくりのために相談支援体制と母子保健を連動した子育て世代包括支援センター事業を進めていく必要があります。

成人期や高齢期は生活習慣病による様々な疾病が深刻化してきています。食生活の改善や運動機会の確保など関係機関と連携を取りながら対策を進めるとともに、特定健診やがん検診の受診勧奨とその後の保健指導を行いながら「自分の健康は自分で守る」意識付けが必要です。

あわせて小中学生の生活習慣病予防健診や乳幼児期の各種教室活動を通じて、家庭における若年層からの生活習慣病予防への取り組みも大切です。

また、高齢期を健やかに送るため、生活習慣病の重症化やフレイル予防※を重点に、介護予防を見据えた健康づくりの支援をする必要があります。

令和2年（2020年）1月に発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界中に広がり、多くの人が感染し、高齢者や疾患を持つ多くの人が亡くなりました。季節性インフルエンザだけでなく、今後も新たな感染症の脅威に備え、日ごろからの予防対策を強化していく必要があります。

※フレイル予防：年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となってきます。この心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と呼びます。フレイルは、早い時期に生活習慣を見直し、適切な治療や予防を行うことで進行を食い止め、健康な状態に引き返すことができます。



介護予防教室

《主要な施策》

- (1) 各種保健事業の推進
- (2) 感染症の予防と対策

《施策の内容》

(1) 各種保健事業の推進

①母子保健と子育て支援の充実

母子ともに心身の健康の保持・増進を図るため、妊産婦健康診査費助成をはじめ、産後ケアや乳幼児健診などの事業を行うとともに、乳幼児など医療費助成も引き続き行います。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センター事業の充実に努めます。



離乳食教室

②健（検）診事業と事後指導の充実

生活習慣病の発症予防・重症化予防やがんの早期発見・早期治療に向けて健（検）診の受診を勧奨し、その結果をもとに適切な選択ができるよう事後指導を実施します。

また、学童期から健康への意識を持ってもらうため、児童生徒生活習慣病予防健診を実施します。

③高齢者に対する健康相談の充実

生活習慣病の重症化予防、低栄養防止に向けて健康診査を実施し、個別や集団などの様々な指導場面を通じて健康づくりや介護予防に関する意識高揚を図ります。

④各年齢期に対応した歯科保健事業の充実

歯の健康増進を図るため、歯科衛生の啓蒙をはじめ、歯科衛生士による口腔衛生指導、歯周病等検診を実施します。

⑤精神保健事業の充実

精神障がいのある人が必要な医療を受け、適正な療養生活を送り、社会復帰ができるように、福祉との連携を図りながら障がい福祉サービスの情報提供や相談体制の充実に努めます。

⑥健康相談・指導と衛生教育の充実

健康に関する意識の高揚を図るため、来所や訪問による健康相談や指導に努めます。

(2) 感染症の予防と対策

①日常生活の中での予防

日ごろから病原体（細菌やウイルス）から身を守るための手洗いや、免疫を高めるための体調管理に努めるよう周知していきます。また予防に効果があるワクチンを積極的に接種できるよう勧奨や費用の助成を行います。

②感染を広げないための対策

感染症が発生した際に家庭や職場、公共的空間が感染拡大の場とならないように、感染経路を封じるなどの感染予防の手順を理解するための研修や、必要となる物品を備蓄するなどの準備を進めながら、国や道など関係機関と連携して正しい情報の発信に努めます。



公共施設の感染予防対策

第3部 基本計画

2 医療

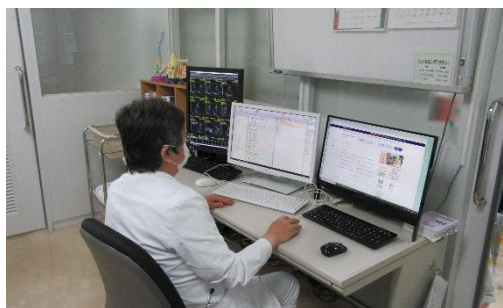
《現況と課題》

昭和26年12月に村立和寒病院（病床30床）として開院し、平成7年4月には救急病院（救急患者優先使用病床2床）の指定を受け、病床の維持及び救急患者の受入れを行ってきました。

しかし、病床を維持するためには医師、看護師の確保や薬剤師を配置する必要があり、救急患者の受入れを行うためには24時間365日体制で医師、看護師などのスタッフが必要となります。

医師については、外来診察後も引き続き宿直業務となる厳しい労働環境の中で勤務していることや、看護師や薬剤師を確保することが非常に困難な状況となっていることから、令和3年（2021年）4月から無床診療所に体制を変更することとしました。医療体制を変更しても現在行っている医療サービス（外来診察、健康診断、予防接種、芳生苑回診等）を継続し、町民が安心して住み続けられるための身近な医療機関として役割を果たしていかなければなりません。

令和2年（2020年）1月に発生した新型コロナウイルス感染症への対策としては、一般外来患者と発熱症状等のある患者の動線を区分し発熱患者専用の入口や診察室、待合室を設置の他、検査体制の整備、発熱患者専用駐車場を整備するなどしてきており、今後も必要な対策をしていかなければなりません。



診察室

町立病院の状況

単位：人

	職員数			患者数		1日平均患者数		病床占有率
	医師	他	計	入院	外来	入院	外来	
平成22年度（2010年度）	2	21	23	8,568	19,143	23.5	78.5	78.2%
平成23年度（2011年度）	2	20	22	7,573	17,702	20.7	72.5	69.0%
平成24年度（2012年度）	2	21	23	6,927	16,882	19.0	68.9	63.3%
平成25年度（2013年度）	2	21	23	6,996	15,608	19.2	63.7	63.9%
平成26年度（2014年度）	2	20	22	6,650	15,086	18.2	61.6	60.7%
平成27年度（2015年度）	2	21	23	5,921	14,402	16.2	59.3	53.9%
平成28年度（2016年度）	2	22	24	4,160	13,694	11.4	56.4	38.0%
平成29年度（2017年度）	2	20	22	3,497	12,598	9.6	51.6	31.9%
平成30年度（2018年度）	2	18	20	2,771	12,224	7.6	50.3	25.3%
令和元年度（2019年度）	2	18	20	1,810	11,327	4.9	46.8	16.5%

※令和3年度（2021年度）から和寒町立診療所に体制を変更

《主要な施策》

- (1) 医療サービスの充実
- (2) 経営の適正化
- (3) 医療体制の整備

《施策の内容》

(1) 医療サービスの充実

①医療機器の更新

医療機器の更新を行い、医療の質の維持向上をめざします。

②健診機関としての体制充実

各種健診を積極的に受け入れ、疾病予防や早期発見に努めます。

③他医療機関との医療連携

他医療機関との役割を明確にし、強固な連携を図ります。

(2) 経営の適正化

①信頼される医療機関づくり

医療法施設基準に沿った医師や看護師など医療従事者の確保や配置に努めるとともに、誰もが気軽に、また安心して利用できるようサービス向上に努めます。

②経営の更なる合理化と経営の創意工夫

職員一人ひとりがコスト意識を徹底し、健全経営のための意識改革を進め、削減できる経費を明確にするとともに、収入増を図る方策を探っていきます。

(3) 医療体制の整備

利用する患者様側に立った施設環境を整えます。



医療機器

【分野5】

基盤整備

《第1節》基盤整備計画

- 1 水資源・水利用
- 2 道路網整備
- 3 雪対策
- 4 公共交通
- 5 情報通信

第3部 基本計画

第1節

基盤整備計画

1

水資源・水利用

《現況と課題》

本町の水源は、東丘・三和の両水源ともに国有林内河川の自然表流水に大きく依存しています。特に国有林 2348 林班は、水源かん養林として分収造林計画が樹立されており、今後も良質な水の確保に努めていく必要があります。

本町の水道事業は4次にわたる拡張事業を重ねながら、町民の健康で文化的な生活を支えるライフラインとして整備してきました。現在では水道の普及率が令和元年度（2019年度）末には93.7%となり、ほとんどの地区で水道が利用できるようになりました。

昭和38年（1963年）の簡易水道創設当初から使用している東丘浄水場については、平成30年度（2018年度）より新たな浄水場として運用を開始してきています。今後も水道施設の適正な維持管理、老朽化施設の計画的な改修を行い、水資源の確保と良質で安全安心な水道水の安定供給を行っていく必要があります。



東丘浄水場

《主要な施策》

- (1) 水源の保全対策の推進
- (2) 水の安定供給

《施策の内容》

- (1) 水源の保全対策の推進

上川北部森林管理署と締結した森林整備計画に係る協定により、良質な水の確保に努めます。

- (2) 水の安定供給

安全安心な水を供給するため、計画的に老朽化した施設の改修や設備の更新を行うとともに、定期的な水質検査を実施し水質の保全に努めます。また、非常時に迅速に対応できる水道管理体制の強化に努めます。

2 道路網整備

《現況と課題》

道路網の整備は、交通アクセスの利便性が向上し、生活環境の向上や生活圏の広域化など、地域の産業や経済の発展に大きな影響を与えることなどから、国や道と連携しながら進めてきました。

町道については、生活道路としての改良や舗装、バリアフリー化による交通弱者に配慮した歩道の整備、橋梁の維持改修を行っており、今後は予防保全などの維持管理を進めます。

広域幹線道路である国道40号については、平成28年度（2016年度）にカーブ区間で急勾配のあった字日ノ出の跨線橋付近の改良が行われ、今後も維持保全の継続と、道道については未改修区間の整備要請を引き続き行っていく必要があります。



バリアフリー化を進めた町道

《主要な施策》

- (1) 町道の整備推進
- (2) 広域幹線道路の整備促進

《施策の内容》

(1) 町道の整備推進

町道の管理については予防保全などの維持管理に努め、橋梁整備については長寿命化計画に基づきながら整備を進めます。

(2) 広域幹線道路の整備促進

① 国道の整備促進

国道40号の維持と保全について要請します。

② 道道の整備促進

道道和寒幌加内線（西和地区）、和寒鷹栖線（三笠地区）の線形改良未整備区間の整備について要請します。

③ 北海道縦貫自動車道の整備促進

高速自動車道道北建設促進期成会や旭川名寄間建設促進期成会と連携を図り、士別以北の整備促進をめざします。

3 雪対策

《現況と課題》

生活道路や歩道など住民の日常生活に欠かせない冬期間の安全な交通の確保をめざし、きめ細かな除雪並びに市街地の排雪を行ってきました。

今後も交通安全に配慮しながら、迅速で効率的な除排雪体制と重機械類の計画的な更新など、町民にやさしくきめ細かな対応を継続していく必要があります。



町道除排雪作業

《主要な施策》

(1) 除排雪体制の充実

《施策の内容》

(1) 除排雪体制の充実

① 適正な除排雪の実施

除排雪の実施にあたっては、通行の妨げにならないように努めます。また、緊急豪雪時の道路状況の把握と迅速な除排雪に努めます。

② 重機械類の整備

迅速で効率的な除排雪を進めるため、重機械類の整備を図ります。

4 公共交通

《現況と課題》

町営バスは、高齢者の通院や買い物、小中学生の通学など住民生活に欠かせないものであることから、東和線・中和線・福原線・北原線の4路線にて町内全域の運行をしています。

利用者の利便性と効率性のため、平成26年（2014年）から実証実験を経てデマンド運行を実施していますが、今後も、利用者や地域、事業者の方々とバス運行のあり方について検討し、地域の実情に応じた公共交通として確保していく必要があります。

また、市町村の人口減少が進行するなか、交通機関の経営努力と国や道の公的支援により地方公共交通が保たれており、JR宗谷本線の鉄道運行や、名寄～旭川間のバス運行など町民の生活を支えています。これらの交通機関は、通院や通学など町外に通うための必要な交通機関であることから、今後も利用促進に努め交通機関を維持していく必要があります。



デマンド便で使用する車両

バス利用状況

単位：人

年 度	北原線	中和線	福原線	東和線
平成23年度（2011年度）	4,383	2,735	7,158	2,382
平成25年度（2013年度）	3,897	3,399	5,908	1,935
平成27年度（2015年度）	3,809	4,556	4,812	1,096
平成29年度（2017年度）	3,921	4,536	1,879	612
令和元年度（2019年度）	3,295	3,344	1,777	419

※スクールバス利用人数含む

《主要な施策》

- (1) 町営バスの適正運行
- (2) 各種交通機関の利便性の確保

《施策の内容》

(1) 町営バスの適正運行

地域の実情に応じた地域交通のあり方として、住民の利便性の向上をめざした町営バスの運行体系の検討を進めます。

(2) 各種交通機関の利便性の確保

地域公共交通の確保として、町外への通院や通学などに必要な地域間運行バスや鉄道路線、都市間を結ぶ高速バスやJR特急、北海道縦貫自動車道と寒インターチェンジなど、交通路線の維持、利便性確保の要請を行います。

また、ハイヤーなどにおいても交通弱者の足として重要であることから、利便性の確保に努めます。

5 情報通信

《現況と課題》

本町では、アナログによる防災行政無線、ホームページやSNS※での情報発信、観光・防災拠点の公共施設へWi-Fi設置を行うなど、情報化時代に対応した通信網の整備を行ってきましたが、インターネットをはじめとする情報通信技術は急速に普及し、第5世代移动通信システム(5G)のサービスがスタートするなどしています。

近年の情報通信技術の発展と光回線等の高速通信網が全国的に普及していることから、光回線が利用できない一部地域に、令和2年度(2020年度)の「高度無線環境整備推進事業」を活用し整備を進めています。

今後においても、町民に必要な情報を伝えるための防災行政無線と、地域の情報格差を無くし生活や社会のなかで益々可能性と広がりを見せている情報通信技術の対応と活用が必要です。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。



電波中継施設

《主要な施策》

(1) 地域の高度情報化の推進

《施策の内容》

(1) 地域の高度情報化の推進

① 情報発信と基盤整備

地域情報の発信や情報公開による情報の共有化など、インターネットを活用した情報発信や充実を図ります。また、あらゆる可能性の広がる通信技術に必要な高速通信網の整備を進めます。

② 防災行政無線の運用

町民の生活に密着した情報を正確に早く連絡できるものとして有効活用するとともに、法改正による回線の規格変更に伴い現在使用のアナログ回線を新規格に改修するなど、引き続き情報伝達に努めます。

【分野6】

教育文化

《第1節》教育・文化・スポーツ振興計画

- 1 学校教育
- 2 社会教育
- 3 スポーツ

第3部 基本計画

第1節 教育・文化・スポーツ振興計画

1 学校教育

《現況と課題》

情報化やグローバル化など急速に社会が変容し、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進む予測不可能なこれからの社会において、子どもたちが未来を切り拓くために必要な資質や能力を確実に育成する教育が求められており、新型コロナウイルスなどによる感染症対策を行いながら「生きる力」をはぐくんでいかなければなりません。

学校では、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などの知・徳・体の調和のとれた子どもの育成をめざし、学校や家庭、地域が一体となった教育活動の推進に一層努めていくことが重要となります。特に知育の面においては、小中学校における「主体的、対話的で深い学び」により、基礎的な知識や技能の定着と、思考力や判断力、表現力などを伸ばす学校教育の推進が必要なことから、教職員の指導力の向上を図るとともに、子ども一人ひとりの生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲など、家庭や学校、地域が密接に連携していく必要があります。

また、テレビやインターネット等の電子メディアの視聴時間が増え、屋外での活動が減ったことにより、一日の運動量は減少し子どもたちの体力は落ちてきています。体力の低下は学力の低下にも繋がっているといわれていることから、学校体育や、地域スポーツとの関わりによって、継続したスポーツ活動が必要です。

さらに、食をとおした心身の健全な育成のために、子どもの頃から望ましい食習慣や生活習慣を身につけ、実践するための食育の総合的な推進と、家庭と連携した望ましい食習慣の充実を図ることが必要です。



和寒小学校の授業風景

児童・生徒数の状況

	児童・生徒数	学級数	教員数
和寒小学校	143	10	17
和寒中学校	72	4	12
札幌目黒が丘学園 三和高等学校	126	6	21

資料：令和2年度 学校基本調査（令和2年5月1日基準日）

《主要な施策》

- (1) 自立した生き方を支える基本的な資質・能力と実践的な力を培う教育
- (2) 思いやりや豊かな心をはぐくみ健やかな心身を育てる教育
- (3) 学習環境の整備充実

《施策の内容》

(1) 自立した生き方を支える基本的な資質・能力と実践的な力を培う教育

①学習指導の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえながら、教育内容の研究充実、教職員の指導力の向上と確かな学力の育成を図ります。自ら学び主体的な学習態度を育てるとともに、基礎的、基本的な内容の定着を図る指導を充実します。

②情報教育の推進

児童生徒の発達段階を踏まえ、生涯をととして自己の生き方や社会を豊かにするための基礎、基本となる情報活用の実践力を育成します。

③特別支援教育の充実

支援の必要な児童生徒一人ひとりの特性に合った教育環境の整備と指導の充実を図ります。

④地域の特性を生かす教育の推進

地域の人に学ぶ体験学習や基幹産業である農業の体験の活動をととして、生きて働く実践的な力をはぐくみ、郷土への理解と愛情を深める教育を推進します。また、切れ目のない子育てを応援するため、和寒版子育てファイル「すとーりー」を活用し、小中連携教育の一層の充実を図ります。

⑤進路指導の充実

生徒の興味、関心、進路など、生徒一人ひとりの多様な個性と将来性を伸ばす進路指導を推奨します。

⑥家庭・地域と連携した教育の推進

家庭と連携を深めながら、望ましい生活リズムをつくり、家庭学習が定着するよう努めます。

また、教員による内部評価、学校運営協議会による外部評価を実施し、地域に開かれた学校づくりに努めます。



和寒小学校 夏休みサポート学習

⑦国際理解教育の推進

外国語教育によるコミュニケーション能力を育成させるため、外国青年招致制度を継続し、諸外国との生きた国際理解と国際感覚を育成するとともに、令和4年（2022年）からは中学校の修学旅行先を台湾にし、国際感覚を身につけられるよう努めます。

(2) 思いやりや豊かな心をはぐくみ健やかな心身を育てる教育

①道徳教育の推進

道徳教育の充実・改善、基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な規範意識等を発達段階に応じた指導や体験をととして確実に身に付け、豊かな心や生命の大切さをはぐくむ教育を推進します。

②生徒指導の充実

基本的生活習慣の定着を図るため、全職員が共通理解のもと指導実践にあたり、自らを律し、正しく判断や行動ができる子どもの育成をめざします。また、安全な生活を営むために必要な事柄について理解を図るとともに、他人を思いやり、生命を大切にする「心の教育」を推進します。

③教育相談体制の充実

いじめや不登校について、関係機関との連携の一層強化と相談体制の充実を図り、未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

④人権教育・男女平等教育の充実

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育や男女平等教育の充実を図ります。

⑤体力・運動能力の向上

体育の授業を中心としながら学校教育活動全体をとおり、関係機関と連携し体力、運動能力の向上を図ります。

⑥学校における食育の推進

発達段階に応じた食に関する教育の推進、家庭に対する望ましい食習慣についての啓発を行います。



小学校運動会

(3) 学習環境の整備充実

①教育・学習等の環境整備

I C T教育の推進に伴いタブレット型パソコン1人1台の導入、校内ネットワーク環境の整備を行い、新しい時代を生き抜く実践的な力を培うための教育の充実を図ります。また学校施設の適正管理のため教職員住宅等の施設整備を図ります。

②学校給食の提供

土別市学校給食センターとの連携を一層充実し、食材をはじめ衛生管理や、安全安心な給食の提供に努めます。

③通学環境の充実

児童や生徒が登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、地域ぐるみで通学路の安全確保に努めます。

遠距離通学者の利便性を図るため、スクールバスの運行や遠距離通学費の助成を実施し、保護者の負担軽減に努めるとともに、通学環境の整備充実を図ります。

また、自転車通学時の交通事故防止や事故発生時の重傷化防止を図るため、ヘルメット着用を促進し、ヘルメット購入費用の一部を助成します。

④学力向上推進事業の充実

学習意欲の向上と基礎学力の定着を図るため、漢字検定や英語・数学検定の受検を推奨し、各種検定料の一部を助成します。

⑤修学機会の確保

経済的理由により修学困難な学生に、修学機会の確保のための支援を実施します。

⑥廃校施設の活用

廃校施設の有効活用を推進し必要な支援を継続するとともに、未利用施設の活用に向けての検討を進めます。

⑦札幌自由が丘学園三和高等学校への支援

札幌自由が丘学園三和高等学校への支援と協力体制の充実を図ります。

第3部 基本計画

2 社会教育

《現況と課題》

人生100年時代と言われる長寿社会の中、価値観の多様化やライフスタイルの変化、情報通信技術の急激な進展など、私達を取り巻く社会情勢は常に変化しており、生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を活かす実践の機会を提供する生涯学習社会の実現に向けて、社会教育の機能や役割に対する期待が高まっています。

また、全国的な子どもの家庭生活では、授業時間以外で勉強する時間が短く、テレビやスマートフォン等の視聴時間が長いなどから、基本的な生活習慣を定着させる家庭教育支援や保護者への学習機会の提供が必要となっています。

町民一人ひとりが社会教育活動をととして、「心の充実と生きがいと活力のある生活」を送るために、公民館を中心とした社会教育施設の有効活用をはじめ、学びの成果を活かした地域づくりや学びを通じて人と人の繋がりを大切にしたい地域コミュニティの維持・活性化が必要です。

町立図書館は、平成6年（1994年）の開館以来、魅力ある図書の充実と読書環境の整備を進めてきました。これまで、読書や生涯学習に対する町民の高い関心に支えられ、高い貸出率を維持してきており、近年、娯楽としての読書に加え、成年層の利用者による学習利用やレファレンスサービス※利用が定着してきています。今後も図書館の多様な利用をめざし、町民の読書意欲や学習意欲を高めることが大切です。



町民文化祭 芸能発表

また、「和寒町子ども読書活動推進計画」をととして、子どもたちの知識欲や感受性と創造力をはぐくむためにも、学校とのさらなる連携を深め、児童や生徒の読書環境の充実を図っていくことが求められます。

さらに、家庭や乳幼児に向けたブックスタート※の継続や活字離れが進む中学高校生に向けての働きかけを継続していく必要があります。



町立図書館

※レファレンスサービス：利用者が必要とする調べもの、探しものをお手伝いするサービス

※ブックスタート：赤ちゃんや保護者に絵本などを介して心触れ合うひとときを持つきっかけづくりの活動

町指定文化財

番号	分類	名称	指定年月日	所在地	所有者
1	有形文化財	神楽面	平成11年（1999年）7月5日	字西町	和寒神社
2	名勝・史跡	ベオッベ駅通所跡	平成11年（1999年）7月5日	字西和	和寒町
3	無形文化財	稚児舞	平成23年（2011年）3月30日	字西町	和寒神社 稚児舞奉納婦人会
4	有形文化財	青い目の人形	平成23年（2011年）3月30日	字北町	和寒町

第3部 基本計画

公民館利用状況

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
開館日数	294日	291日	268日	248日	265日	256日	284日	275日	290日	283日
人数	16,929人	15,451人	17,309人	15,051人	16,106人	15,341人	14,704人	12,880人	14,838人	14,869人
件数	669件	552件	664件	622件	604件	586件	688件	631件	685件	617件
1日平均人数	57.6人	53.1人	64.6人	60.7人	60.8人	59.9人	51.8人	46.8人	51.2人	52.5人
1件平均人数	25.3人	28.0人	26.1人	24.2人	26.7人	26.2人	21.4人	20.4人	21.7人	24.1人

各施設利用状況

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
郷土資料館	172人	182人	78人	136人	187人	131人	166人	186人	101人	79人
片栗庵	1,465人	798人	507人	451人	501人	387人	473人	480人	582人	507人
北原交流展示館	783人	717人	643人	686人	627人	632人	514人	469人	448人	520人

図書館利用状況

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
蔵書冊数	83,493冊	84,435冊	85,090冊	85,378冊	85,662冊	86,189冊	86,717冊	86,588冊	86,437冊	86,716冊
利用者数	9,663人	10,089人	9,862人	9,468人	9,146人	8,734人	8,387人	8,740人	8,388人	7,699人
人口1人あたりの貸出冊数	8.1冊	8.6冊	8.5冊	8.5冊	8.7冊	8.5冊	9.3冊	9.0冊	9.2冊	8.7冊

《主要な施策》

- (1) 家庭・地域の教育力の向上
- (2) 社会教育活動の推進
- (3) 社会教育推進と文化振興のための基盤整備
- (4) 芸術文化活動の充実
- (5) 郷土文化の歴史の継承
- (6) 読書活動の推進

《施策の内容》

(1) 家庭・地域の教育力の向上

①子どもの健やかな成長・発達のための家庭教育と子育て支援の充実

子どもの成長に関わる関係機関と連携強化を図り、子どもの望ましい生活習慣、子育てに関する情報の提供や相談体制の充実に努めるとともに、運動習慣や食習慣など子どもの生活リズム向上に関する啓発資料の作成、電子メディアとの関わり方に関する学習機会の取り組みを進めます。

②地域で子どもたちを守り育てる環境づくりの促進

学校と家庭や地域社会が連携し、事件と事故や有害情報などから子どもたちを守り育てる意識を高めるとともに、大人と子どもの絆を深め、青少年の健全な育成を支える活動に努めます。

(2) 社会教育活動の推進

①生涯にわたる学習活動の促進

町民のニーズに対応し、小学生を対象にした「わっとさむドキドキクラブ」、高齢者を対象にした「三笠山大学」など各ライフステージに応じた生涯学習の機会や学習情報の提供充実を図り、町民一人ひとりが生涯にわたって学習できる環境づくりを進めます。また、町民による自主的な講座の運営など町民参加型の生涯学習活動を支援します。

②町民参画や協働による社会教育活動の充実

地域の一員として、地域の課題解決に係る活動や地域づくりに主体的に取り組める社会教育活動の充実を図ります。

(3) 社会教育推進と文化振興のための基盤整備

公民館を中心とする社会教育施設などの有効活用と学習環境の機能充実に努めるとともに、社会教育関係団体の育成支援に努めます。また、国内外の研修などへの支援を行うなど、人材育成に努めます。

(4) 芸術文化活動の充実

優れた芸術文化に触れる機会の提供や各種団体やサークルの自主的な活動の支援を行います。

(5) 郷土文化の歴史の継承

貴重な文化財を次の世代に引き継いでいくため、未指定の調査、保存、活用と、郷土資料館の管理や維持修繕を図るとともに、町指定文化財の指定など関係機関と協議しながら文化財や郷土資料に親しむ機会の提供と情報の発信に努めます。



郷土資料館

(6) 読書活動の推進

①生涯学習支援の強化と読書推進活動の充実

生涯学習の拠点として蔵書の有効活用を支援するとともに、全国の図書館との連携を活かした的確な資料提供を行うなどのレファレンスサービスの強化や、学校やボランティアをはじめとした関係機関団体との連携をもとに各種イベントの実施や家読の奨励、ブックスタート事業などに努めます。

②読書環境の整備

余暇の活用やレファレンスに対応できるよう、様々な利用者層を対象に幅広い資料を収集し、利用しやすい配架の工夫や利用環境の維持整備、資料の保存、リクエストサービスなど町民ニーズを把握しながら魅力ある蔵書の充実に努めます。

③図書館や読書活動に関する理解・関心の普及啓発

広報、ホームページなどをとおして図書館や読書に関する情報発信と、地域に向けた企画や町内サークルとの連携により地域に根ざした親しみやすい図書館づくりに努めます。



町立図書館書架

第3部 基本計画

3 スポーツ

《現況と課題》

昭和58年（1983年）に「スポーツの町」宣言を行い、町民皆スポーツを推進してきており、健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり誰もがそれぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無、技術、興味、目的に応じたスポーツに親しむことができる環境の充実が求められています。いつまでもスポーツに親しむために運動習慣の確立をしていかなければなりません。

子どもの運動能力については、全国体力・運動能力調査の実施された小学5年生男女、中学2年生男女ともおおむね全国平均という結果が出ています。

少子化により団体スポーツの活動が難しくなっている課題がありますが、個人競技では全道や全国の舞台で優秀な成績を収めてきていることから、学校体育をはじめ子どもたちのスポーツ機会の充実を継続していく必要があります。

また、スポーツの振興に大きな役割を果たす体育施設については、平成20年度（2008年度）から指定管理者による管理運営を行っており、関係機関との連携を密にし、生涯スポーツの基盤としての役割を果たされるよう効率的で効果的な運用が求められています。



子どもスポーツ教室

各体育施設利用状況

単位：人

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
総合体育館	24,832	23,700	25,611	23,291	24,147	22,753	22,958	21,615	23,413	22,095
研修館楯	3,522	3,472	3,171	3,390	3,014	3,236	3,205	2,812	2,815	3,140
総合運動公園	3,426	2,776	2,750	2,273	2,165	2,109	606	1,858	1,980	1,846
テニスコート	548	547	1,086	1,010	1,233	1,522	1,501	2,105	1,508	1,016
町営球場	3,426	2,938	2,657	2,752	2,775	2,583	2,415	2,557	2,252	2,279
パークゴルフ場/運動広場コース	6,268	5,773	5,653	5,161	5,303	5,413	4,732	4,572	4,097	3,757
/三笠山自然公園コース	6,564	6,012	5,462	5,058	5,155	4,801	4,537	4,064	3,547	3,311
B & G プール	3,519	3,243	3,157	3,412	2,865	2,902	3,156	3,306	3,521	3,379
東山スキー場	128,270	138,287	118,369	122,197	123,771	105,548	120,613	114,803	116,945	122,075
計	180,375	186,748	167,916	168,544	170,428	150,867	163,723	157,692	160,078	162,898

令和元年度（2019年度）全国体力・運動能力結果

【小学5年生】

種目	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール投げ (m)	体 力 合計点
(男子) 和寒小学校	19.75	20.17	39.08	43.92	45.75	9.22	164.00	25.25	57.83
(男子) 全国平均	16.37	19.80	33.24	41.74	50.32	9.42	151.47	21.60	53.61
(女子) 和寒小学校	16.73	18.80	39.40	42.79	35.54	9.84	149.36	13.27	55.38
(女子) 全国平均	16.09	18.95	37.62	40.14	40.80	9.63	145.70	13.59	55.59

【中学2年生】

種目	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール投げ (m)	体 力 合計点
(男子) 和寒中学校	30.30	28.70	41.50	44.00	68.80	8.90	179.00	22.20	38.60
(男子) 全国平均	28.64	26.85	43.43	51.87	83.13	8.02	195.02	20.35	41.56
(女子) 和寒中学校	23.36	19.27	39.45	46.45	59.82	9.08	167.55	13.18	46.09
(女子) 全国平均	23.74	23.58	46.29	47.25	57.98	8.81	167.71	12.87	50.03

《主要な施策》

- (1) 誰もが親しめるスポーツ機会の拡充
- (2) スポーツの基盤の整備充実

《施策の内容》

- (1) 誰もが親しめるスポーツ機会の拡充

- ① スポーツに親しむ機会の拡充

一人ひとりの環境や体力に応じてスポーツを生活の場に取り入れることにより健康の維持増進を図り、毎日の生活を充実させることを目的として、誰もがスポーツに親しむ機会の拡充を図ります。

- ② スポーツ人口の拡大と組織強化

各スポーツ団体やスポーツ少年団の活動を支援することでスポーツを楽しむ環境をつくり、スポーツに関わる人口の拡大を図ります。

- ③ スポーツをととした交流活動の促進

スポーツ活動をととして、地域間交流や、世代、文化を超えたコミュニティ活動の促進を図ります。

- (2) スポーツの基盤の整備充実

- ① スポーツ人材の確保・育成

スポーツに親しむ機会を支える指導者やボランティアなどを確保するため、資格取得や研修等の支援に努めます。

- ② スポーツ施設の整備、管理運営の充実

指定管理者との連携による各体育施設の適切な管理運営に努めるとともに、各関係団体の多様なニーズに対応した、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。また、年数経過による施設の改修を計画的に進めます。



和寒町総合体館



昭和五十八年六月二〇日制定
和寒町

スポーツの町宣言

一、次世代をになう青少年のため、スポーツの場と機会をつくりましょう。
一、町民皆スポーツを目ざして、スポーツの輪を広げましょう。
一、私たちは、生涯を通してスポーツを愛し、強くたくましく、心と希望にみちた町をつくるために、次の目標を掲げてここに宣言します。

【分野7】

行 財 政

- 《第1節》行財政計画
- 1 行財政
 - 2 まちづくり

第3部 基本計画

第1節 行財政計画

1 行財政

《現況と課題》

本町の歳入は、自主財源である地方税の割合が低く、地方交付税の割合が高い状況が続いています。

歳出では災害復旧費や防災対策などの費用と公共施設の年数経過による維持補修費が増えていることや、令和元年（2019年）10月の消費税増税に伴い経常経費の増加が見込まれたことから、事務事業と使用料・手数料などの見直しを行ってきました。

今後においても、厳しい歳入財源と、維持費用などの歳出増加が予想されることから、町民サービスが低下とならないよう事業の見直しを行いながら、行政事務の効率化と適正な経費や人員配置、事務の広域化による経費節減などを進めていく必要があります。

また新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況などへの対策については、国や道の動向に十分留意しながら取り組んでいかなければなりません。



役場庁舎

財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
歳入総額 A	4,196,975	4,309,439	4,606,366	4,918,260	4,517,918	4,319,067	4,599,478	4,560,590	4,333,064	4,474,673
地方税	285,572	282,851	281,024	289,214	295,436	285,306	293,658	309,006	302,887	301,097
地方交付税	2,417,731	2,371,214	2,480,190	2,477,173	2,423,660	2,466,493	2,395,820	2,367,318	2,328,846	2,334,066
国庫支出金・道支出金	525,074	551,190	631,339	844,411	485,731	491,004	538,157	566,430	526,170	619,017
地方債・基金繰入金	466,975	618,897	756,449	757,154	901,839	530,169	845,947	731,801	602,304	686,275
その他	501,623	485,287	457,364	550,308	411,252	546,095	525,896	586,035	572,857	534,218
歳出総額 B	4,065,640	4,233,888	4,337,935	4,771,045	4,329,847	4,194,298	4,418,798	4,469,553	4,261,590	4,366,865
※ 義務的経費	1,259,715	1,149,127	1,080,704	1,141,429	1,170,121	1,222,957	1,220,533	1,259,332	1,232,737	1,229,033
※ 投資的経費	648,840	1,129,218	1,268,575	1,565,051	1,109,434	812,352	883,663	802,631	753,950	635,970
うち災害復旧事業費	2,859	32,804	24,504	47,426	11,608	15,452	84,922	36,299	111,626	34,011
その他	2,157,085	1,955,543	1,988,656	2,064,565	2,050,292	2,158,989	2,314,602	2,407,590	2,274,903	2,501,862
うち維持補修費	89,895	105,314	112,736	114,382	132,646	130,884	125,700	130,547	116,709	113,773
うち補助費等	779,330	782,121	800,801	879,169	900,899	978,950	1,056,371	1,139,996	999,272	1,159,655
歳入歳出差引額 (A-B) C	131,335	75,551	268,431	147,215	188,071	124,769	180,680	91,037	71,474	107,808
※ 財政力指数	0.15	0.16	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.16	0.16
※ 経常収支比率 (%)	71.7	73.2	67.4	70.4	70.6	69.4	71.4	76.8	76.1	78.7
基金現在高	3,484,530	3,635,179	3,851,671	4,094,928	4,146,682	4,161,578	3,917,483	3,595,360	3,479,385	3,275,743
地方債現在高	2,804,842	2,940,983	3,375,957	3,784,135	4,199,228	4,174,572	4,204,127	3,995,268	3,855,844	3,736,966

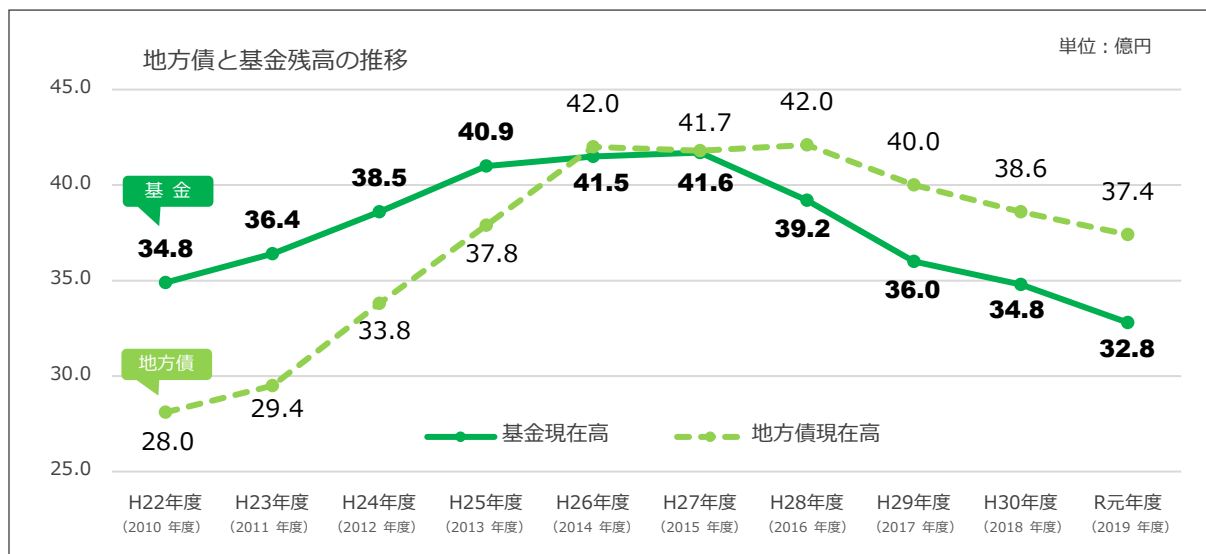
※義務的経費：支出が義務付けられた経費で、人件費（報酬等を含む）、扶助費、公債費をいいます。

※投資的経費：公共施設の建設や改修など、固定的な資本の形成に関する経費で、災害復旧費も含まれます。

※財政力指数：基準財政収入額と基準財政需要額との割合で、地方公共団体の財政力を示す指数。数値が大きいほど良いことを示しており、この指数が1を超えると普通地方交付税が交付されない「不交付団体」となります。

※経常収支比率：人件費・扶助費・公債費などの義務的な性格の経常経費に、町税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどのくらい使われているか、その大きさを財政構造の弾力性を測定するもの。80%程度が妥当、90%を超える場合は財政構造の弾力性を欠いているとされています。

第3部 基本計画



《主要な施策》

- (1) 健全な財政運営の推進
- (2) 行政情報化の推進
- (3) 広域行政の推進
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対策

《施策の内容》

(1) 健全な財政運営の推進

① 歳入の確保

税収の安定的な確保と国や道の補助金など有利な財政措置の活用を図ります。

② 歳出の適正化

緊急性、重要性、費用対効果などの確かな判断のもと、経常経費や人員定数など歳出の適正化に努めます。

(2) 行政情報化の推進

効率的な事務処理と高度化する情報化社会に対応した行政事務の構築に努めます。

(3) 広域行政の推進

事務事業の効率化を図るため、近隣市町村と連携した広域事業を推進します。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況などへの対策については、国や道の動向に十分留意しながら取り組みます。

2 まちづくり

《現況と課題》

本町には地区コミュニティとして12の自治会があり、地域のコミュニティセンター等を中心に様々な地域活動が行われています。

伝統的な農村コミュニティが続いている一方、ライフスタイルの変化による連帯感の希薄化や、戸数の減少と高齢化による担い手不足などの課題がありますが、今後においても自発的なまちづくり活動を行う地域コミュニティは重要となります。

まちづくりにおいては、広く町民からの意見を聞く場を設け、町民と行政が一体となったまちづくりをめざしていかなければなりません。

交流ネットワークの形成では、全道全国に広がる和寒町出身のみなさんが中心となった、「わっさむふるさと会」との意見交換や「ふるさと納税」を活用した地場産品での交流などを行ってきており、今後も継続した形成が必要です。



地域で開催の盆踊り

《主要な施策》

- (1) 自治会活動への支援
- (2) 町民の意見の反映
- (3) 交流ネットワークの形成

《施策の内容》

(1) 自治会活動への支援

自発的なまちづくり活動を行う自治会活動や、活動の拠点となる自治会館の維持などへの支援を行います。

(2) 町民の意見の反映

町政懇談会など町民意見の聞く場を設けることや、総合計画審議会をはじめ各種会議を開催するなど、町民と行政が一体となったまちづくりを進めます。

(3) 交流ネットワークの形成

全道全国に広がる「わっさむふるさと会」との交流や、FMラジオなどの公共の電波やメディアの活用、「ふるさと納税制度」の活用による地場産品や観光と連動させた都市部との交流など、宿泊施設を管理運営しながら、交流ネットワークの形成と交流人口の増加をめざします。



各地でご活躍の「わっさむふるさと会」